洋上風力発電に関する「千葉県銚子市沖における協議会」構成員による説明会 結果概要

1 日時

令和2年12月23日(水) 13時30分から14時45分

2 場所

オンライン (Zoom ウェビナー) 方式

3 構成員参加者

足利大学大学院 永尾特任教授

経済産業省 武藤課長補佐 国土交通省 針谷課長補佐

農林水産省 小林計画官 千葉県商工労働部産業振興課 髙橋課長

千葉県県土整備部港湾課 君島班長

銚子市 安藤課長 旭市 小倉課長

銚子市漁業協同組合 大塚常務理事

海匝漁業協同組合 早川常務理事

千葉県漁業協同組合連合会 髙梨常務理事

4 議題

- (1)「協議会意見とりまとめ」等について
- (2) 名洗港の活用について
- (3) 地元市の地域振興策について
- (4) 漁業関係者からの期待等について

5 配布資料

「資料 1-1】千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ

[資料 1-2]「千葉県銚子市沖における協議会意見とりまとめ」に係る基金への出捐等について

「資料 1-3〕銚子市沖における海底ケーブルの敷設について

「資料2] 名洗港の活用について

「資料 3-1〕銚子市沖洋上風力発電が創る再エネ共生都市(銚子市)

「資料3-1別紙」銚子市沖洋上風力発電事業に関するメンテナンス会社について

「資料3-2] 洋上風力発電事業における地域振興策について(旭市)

6 議事概要

く挨拶>

● 協議会より、足利大学大学院特任教授の永尾座長、経済産業省の武藤課長補佐及び 国土交通省の針谷課長補佐から冒頭挨拶

<説明>

- (1)「協議会意見とりまとめ」等について
- 構成員(千葉県): [資料 1-1] に沿って説明
- ・ 「協議会意見とりまとめ」に記載した留意事項について、公募から発電事業終了までの全過程において留意することを選定事業者に求める。本協議会は「選定事業者が本協議会意見を尊重して事業を行う場合において、当該海域の利用について了承する」としている。
- 構成員(千葉県):[資料 1-2]に沿って、地元を代表して県から説明
- ・ 前例のない大型洋上風力発電事業と日本有数の漁業との協調・共生・振興策である こと等を踏まえ、以下のとおり出捐目的・出捐額等の考え方を整理した。
- ・ 漁場実態調査を目的に銚子市の基金に3億円、漁業振興などを目的に、銚子市・旭 市両市が設置する基金に計100億円、千葉県漁業振興基金に15億円、計118億円を 出捐することを要望。
- 構成員(千葉県):[資料1-3]に沿って説明
- ・ 促進区域外の一般海域へ海底ケーブルを敷設する場合、銚子市沖における協議会に おいて、ケーブルの敷設ルートについての手続きが必要になる。旭市沖の海域で海 底ケーブルを敷設する場合、地元漁協から、可能性検討エリアで協議に応じる旨の 了解は得ているが、敷設を約束するものではない。

(2) 名洗港の活用について

- 構成員(千葉県):[資料2]に沿って説明
- ・ 公募占用計画の提出に先立ち、必要となる港湾施設のスペック及び利用方法などに ついては、十分な時間的余裕をもって港湾管理者と協議すること。
- 発電事業者の選定後に必要に応じて港湾計画の変更などの手続きを行う場合がある。
- ・ 港湾施設の利用にあたっては、整備に係る負担とは別に、使用料及び手数料条例に 基づき使用料や占用料が必要となる。

(3) 地元市の地域振興策について

- 構成員「銚子市]:「資料 3-1] に沿って説明
- ・ 銚子市は、銚子市沖での洋上風力発電事業をオール銚子の体制で推進するとともに、 このチャンスを銚子創生へ繋げていくため、発電事業者と、再生可能エネルギーが 地域産業と共生する自律的で持続可能な未来を創出していきたい。

- ・ 具体的には、漁業振興、産業振興、地域振興、人材育成、観光振興と言った観点に ついて、銚子市が行う取組を踏まえた提案を期待する。
- ・ 特に、銚子市漁業協同組合、銚子商工会議所、銚子市の出資により設立した「銚子協同事業オフショアウィンドサービス株式会社」について、当該会社の設立の趣旨を理解しながら、会社との連携についても検討をお願いしたい。

● 構成員[旭市]: 「資料 3-2] に沿って説明

- ・ 洋上風力発電事業者には、洋上風力を通じて旭市の地域振興に協力してくれるよう お願いしたい。
- ・ 具体的には、農水産業、観光の振興や雇用の確保、自然環境の保全といった観点について、旭市が行う取組みを踏まえた提案を事業者にお願いしたい。

(4) 漁業関係者からの期待等について

● 構成員 [銚子市漁業協同組合]:以下の内容について説明

- ・ 銚子が洋上風力発電を推進する理由として、①東日本大震災による福島の原子力発 電所の事故で、千葉県の漁業者も大変な被害を被ったということ、②それによる原 子力発電から自然エネルギーへの転換、推進すべきという国の方針に対して一定の 理解をしていることが挙げられる。
- ・ 銚子が開発と漁業の共存共栄のモデル的な地域になれれば、との思いでこの事業を 一緒にやっていきたいと考えている。漁業振興を図るための基金への出捐金は漁業 に対する補償ではないと思っている。
- ・ 発電事業者が決まってから、発電前までの間に漁業が洋上風力と共生していくため の、様々な施策、漁場実態調査を行い、当該調査に基づいて新しい共生策を作り、 その共生策に基づいて様々なことに出捐金を使っていこうと考えている。
- ・ 「銚子協同事業オフショアウィンドサービス株式会社」に関しては、この地域に対して、どれだけの仕事を生み出せるのか、漁業者に対してどのような形で一緒に仕事をやっていくことができるのか、という点を踏まえた上で、計画を策定してもらいたい。
- ・ 我々の漁協系統団体では金融や保険を扱っている。事業実施に当たっては、このような系統団体があることも御案内したい。
- ・ 銚子市沖で長期間にわたり事業を行っていくため、漁業者と事業者が互いに信頼し あい、良好な関係を続けていくことで、将来において我々の子供たち、孫たちが銚 子で漁業を続けていくことができ、事業者にとっても、本事業終了後にまた新しい 事業を始められるよう期待している。

● 構成員 [海匝漁業協同組合]:以下の内容について説明

近年漁獲量が減少しているシラウオについては基金を活用し、対策していきたいと 考えている。

- ・ 協議会意見とりまとめに記載されている留意事項について、海匝漁協として以下の 2 点についてお願いしたい。①本促進区域内における漁船の航行の安全を確保する ため、事業者には航路の決定に当たっては十分に配慮してほしい。②風車の設置場 所の検討に当たっては、漁業の操業との関係を踏まえ関係漁業者と十分協議を重ね た上で決定して欲しい。
- ・ 地域、漁業者、事業者それぞれにとってメリットのある洋上風力発電事業が実現するよう、海匝漁協としても地域や事業者とも連携しながら共存共栄を図っていきたいと考えている。

<質疑応答>

[質問1]

資料 1-2 にある、漁業振興のための基金について、漁業実態調査を目的とした 3 億円 については、選定事業者決定後速やかに出捐することで理解している。一方、残りの 100 億円と 15 億円の出捐時期については、事業者選定後の調整とされているが、公募入札の時点で事業者一律の条件とした方が、事業者と漁業者双方にとって望ましいと思う。

また、事業者としては、少なくとも、運転開始以降で段階的な出捐とさせて欲しいという要望を申し添えた上で、出捐の時期を教えてもらいたい。

[回答1] (千葉県)

複数の団体に関係するため、地元を代表して千葉県が回答する。運転開始前の期間において、地元としては、藻場の保全や新たな漁場の造成のために必要な準備、漁業組合員の人材育成などを行いたいと考えている。そのため、運転開始前においても、一定額の出捐を期待するが、資料のとおり出捐の具体的な時期や金額については、事業者選定後、選定事業者と協議の上決定したいと考えている。また、「一般財団法人千葉県漁業振興基金」への出捐についても同様に考えている。

[質問2]

3 億円以外の基金について、入札の公平性を担保するとともに、漁業関係者の為にもなると思うので、一定程度の出捐の目安となるスケジュールを示してもらうことは可能か。

[回答 2] (経済産業省資源エネルギー庁)

事業者選定後に地元と調整、としている意味は、事業者が提出する公募占用計画の中で 提案する漁業共生策等を踏まえて、選定後に地元関係者と出捐時期や金額等を協議しても らうという意味である。事業者においては、本日の地元関係者の説明も踏まえて、公募占 用計画の中で地域共生策を創意工夫しながら提案いただきたい。

[質問3]

資料1-3のスライド2,3枚目について。ケーブルの陸揚げについては、公募占用計画の提出前に施設管理者や所有者と、敷設方法・ルートについて協議し、了解を得ておくこととされているが、使用予定の土地が民地になることも想定される。その際の、協議や了解のレベル感を知りたい。

具体的には口頭での了解でよいのか、または、同意書のような書面によるものになるのかである。事業者選定前に一般の方と協議を行うのはハードルが高いと感じたことからの質問である。

[回答3] (経済産業省資源エネルギー庁)

必ずしも書面でなくて良い。公募占用計画に記載する場合は施設管理者や土地所有者と の調整について具体的に根拠を持って記載してもらいたい。

[質問4]

資料 1-3 のスライド 4 について、促進区域外のケーブルルートの敷設方法の具体化に向けて、公募期間中に公平性を保って、例えば第三者立ち合いなどで、早めの調整が必要と考えているが、見解を伺いたい。

[回答4] (千葉県)

事業者選定後から地元と調整を始めると、FIT申請の期間の関係から、厳しいものがあることは認識している。公平性を阻害しない方法での接触方法については、手続き方法を検討するので、決定したら県のHPで公開したい。

「質問5]

協議会意見とりまとめからの質問になる。促進区域内の既存の洋上風力発電設備への影響の扱いについてであるが、本件公募占用期間内は、既存の洋上風力発電設備は存置されることが前提になっているが、洋上風力発電設備の基本の離隔距離といった条件を設定し、各事業者が公平となるように、国から条件を明確にして欲しい。

[回答 5] (経済産業省資源エネルギー庁)

洋上の風車間の影響を与えない最小限の離隔距離について現状知見はまだない。その為、協議会とりまとめに記載のとおり、事業者選定後に、選定事業者と既存の洋上風力発電施設を所有している事業者との間で、風車の具体的な配置を踏まえて既設設備への影響についてモデル計算等を行いながら調整いただきたい。